

岸和田市総合教育会議

1. 総合教育会議について

- 1) 会議の位置付け 1-1
- 2) 会議の運営等 1-1
- 3) 協議・調整事項 1-2
 - (1) 協議すべき事項
 - (2) 協議すべきでない事項
- 4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】 1-3

2. 岸和田市総合教育会議運営要綱 2-1

3. 岸和田市総合教育会議傍聴要綱 3-1

4. 大綱の策定について

- 1) 大綱の定義 4-1
- 2) 大綱の策定 4-1
- 3) 尊重義務 4-1
- 4) その他記載することが考えられる事項 4-2
- 5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（文部科学省通知）【抜粋】 4-3

1. 総合教育会議について

1) 会議の位置付け

- 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
- 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。
- 市長及び教育委員会は、会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなる。（双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。なお、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断する）

2) 会議の運営等

- 構成員 市長及び教育委員会
必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 招 集 市長が招集する。必要に応じて教育委員会が会議の招集を求めるとも可能。
- 公 開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。ただし個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、公益上必要があると認めるときを除く。

非公開と想定される事項
いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合

- 公 表 市長は、議事録を作成し公表することに努める。

3) 協議の調整事項

(1) 協議すべき事項

○大綱の策定に関する協議

(法第1条の4第1項)

○教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議 (法第1条の4第1項第1号)

法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

* 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項

* 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連携が必要な事項

○児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議

(法第1条の4第1項第2号)

法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

* 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項

①いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合

②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

* 児童・生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態

①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合

②災害発生時の避難先での児童・生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合

③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合

④いじめによる児童・生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

(2) 協議すべきでない事項

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない」

○教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項

○日常の学校運営に関する些細な事項

4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

改正：平成 26 年 6 月 20 日号外法律第 76 号[平成 27 年 4 月 1 日]

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

2. 岸和田市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、岸和田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、総合教育会議の開催場所及び日時、会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項及び次に掲げる事項を、市ホームページに掲載して公表するものとする。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 公開又は非公開の別

(2) 公開する場合にあつては、傍聴人の定員及び傍聴手続

(3) 非公開とする場合にあつては、その理由

(開会及び閉会)

第3条 総合教育会議の開会及び閉会は、市長が行う。

(議事録)

第4条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録（以下「議事録」という。）の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 公開又は非公開の別

(4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）

(5) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

(6) 傍聴人数（会議を公開した場合に限る。）

(7) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 議事録は、市長及び市長が指名した出席者1名が議事録内容を確認の上、署名を行うものとする。

3 議事録は、会議を非公開とした部分を除き、市ホームページへの掲載その他

の方法により公表するものとする。

(事務局)

第5条 総合教育会議の事務局は、企画調整部企画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に際し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3. 岸和田市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市総合教育会議運営要綱第4条第2項の規定に基づき、岸和田市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付において傍聴人名簿に自己の住所、氏名を明記し、事務局の者の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人の定員は、原則10名とする。定員には、報道関係者、介護者等を含むものとする。

2 傍聴人の決定は、先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議場前において会議の開始30分前から10分前までの間に行う。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了する。

4 前各項にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、傍聴人の定員及び決定方法を別に定めることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会議場内において発言しないこと。

(3) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。

(4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、市長が特別に承認した行為はこの限りではない。

(5) 指定された席に着き、みだりに席をはなれないこと。

(6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(7) 飲食又は喫煙をしないこと。

(8) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 市長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、その者を退場させることができる。

2 市長は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、傍聴人を退場させなければならない。

附 則

この要領は、平成27年5月14日から施行する。

4. 大綱の策定について

1) 大綱の定義

- 大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めるもの。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の「教育振興基本計画」の内容を参酌して定める。
- 大綱が対象とする期間は、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定しているものであること。

2) 大綱の策定

- 大綱の内容 各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として市長の権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

市長の権限に係る事項
学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等

- 策定 総合教育会議において、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くし、市長が策定する。

3) 尊重義務

- 市長が、教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した事項については、市長及び教育委員会は、互いにその結果を尊重しなければならない。
- 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断する。

○会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。

4) その他記載することが考えられる事項

○市長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる。

○全国学力・学習状況調査の結果の公表について、市教育委員会が当該市の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる。

5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律について（文部科学省通知）【抜粋】

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長

大綱の策定について

1 改正法の概要

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする事としたこと。
(法第1条の3第1項)
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする事としたこと。（法第1条の3第2項）
- ③ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない事としたこと。（法第1条の3第3項）
- ④ 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。（法第1条の3第4項）

2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

(1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

(2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。
- ④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- ⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついてない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。

- ⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。
- ⑦ 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。
- ⑧ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、⑦で示したとおり、大綱に記載することが可能であること。

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。